平成２５年（フ）第２９８８号
大阪府寝屋川市香里西之町９番45号
債務者　横山　勝久
1　決定年月日時　平成25年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３００９号
大阪市平野区平野宮町２丁目９番22号　コーセー５番館５Ａ
債務者　渡辺こと　渡邉美佐子
1　決定年月日時　平成25年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３０３３号
大阪市北区長柄西１丁目１番37号、前住所岡山市南区浜野１丁目２番25号
債務者　山上　路夫
1　決定年月日時　平成25年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３０７５号
大阪市鶴見区今津中３丁目８番25号
債務者　小松原由美
1　決定年月日時　平成25年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３２５７号
大阪府門真市野里町32番６号
債務者　畑野　眞二
1　決定年月日時　平成25年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３４２１号
大阪府豊中市庄内西町３丁目10番15―507号、前住所大阪府豊中市三和町２丁目１番３―306号
債務者　桂木　洋一
1　決定年月日時　平成25年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３６０４号
大阪市港区市岡１丁目１番６―505号
債務者　成瀬　純基
1　決定年月日時　平成25年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続廃止

平成２４年（フ）第６０１６号
東京都江戸川区南葛西５丁目17―５―115、開始決定時の住所東京都江戸川区臨海町５丁目３―１―1111
破産者　仲田　勝彦
1　決定年月日　平成25年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５４９４号
東京都豊島区南池袋２丁目26番５号
破産者　株式会社ＴＣネットワーク
1　決定年月日　平成25年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０６５８号
静岡県賀茂郡西伊豆町宇久須311―18
破産者　山本　　直
1　決定年月日　平成25年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１２３１号
埼玉県深谷市田中2331
破産者　波田野秀夫
1　決定年月日　平成25年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１２３２号
埼玉県深谷市田中2331
破産者　波田野文子
1　決定年月日　平成25年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４６８７号
神奈川県鎌倉市七里ガ浜東４丁目19番12号
破産者　クイーンズホーム株式会社
1　決定年月日　平成25年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４６８８号
神奈川県鎌倉市腰越１丁目10―９―101
破産者　矢野　衛一
1　決定年月日　平成25年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３９１号
東京都千代田区東神田３―６―７　大野ビル４階、商業登記簿上の本店所在地東京都千代田区東神田２丁目８番13号
破産者　大和システム機器株式会社
1　決定年月日　平成25年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７７０号
東京都三鷹市井口２丁目13番37号　白鳥ビル２Ｆ
破産者　株式会社三陽サーキット
1　決定年月日　平成25年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７７１号
東京都三鷹市井口２丁目13番37号　白鳥ビル２Ｆ
破産者　有限会社サンロード
1　決定年月日　平成25年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２６４０号
神奈川県厚木市上荻野1290―１
破産者　鈴木　良夫
1　決定年月日　平成25年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２７２７号
神奈川県川崎市中原区中丸子798―１―106
破産者　吉田　哲哉
1　決定年月日　平成25年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２７３０号
東京都板橋区中板橋９―14
破産者　川村　道則
1　決定年月日　平成25年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部